

# くらて

12月定例会号



防災訓練で簡易担架づくり

おもな内容

- P2 保育所バス利用者負担に関する条例を否決
- P4 行政報告
- P5 知りたいこと望むこと～6人が一般質問～
- P12 新庁舎建設特別委員会の経緯

# 12月 定例会

## 概要

令和元年12月定例会が12月4日から17日までの14日間の会期で開催され、町長から提案された条例の制定1件、一部改正5件、令和元年度一般会計等補正予算3件及びその他の議案5件の併せて14議案を審議しました。

## 町立保育所送迎バス利用者負担に 関する条例が否決となる

令和2年4月から「鞍手町保育所統合に係る基本構想」に基づき、剣第一保育所を廃止し、古月保育所の1園に統合することにより、古月保育所への送迎バスを運行することになります。

### 教育課長

無償となっており燃料等を負担し送迎し、公平性の観点から負担金を徴収することが必要と考えています。

### 問

中学校は無料となつていているのに保育所は有料とするのは矛盾しているのでは。

### 町長

教育と福祉の観点からの相違はありますが、地域状況を勘案して利用児童の送迎について負担金の徴収は差し支えないこと、併せて実費を徴収することが原則とする旨の通知が国から来ています。送迎バスを利用しない保護者は自家用車によ

### 町長

運行経費全てを負担いただくことになり、民間と公営との違いがあります。町の私立保育所では500円を徴収してあり、500円が相当であると考えています。

### 問

500円を徴収することで実費を賄えるのか。

## 主な質疑

### 問

鞍手中学校のバス利用は負担金を取っているのか。

## 反対討論

### 問

500円を徴収するにあたりどのような協議を行ったのか。

### 福祉人権課長

保護者の方の方にアンケートを行い500

### 問

町長が日頃言っている子育て支援か

### 町長

国からは実費徴収が原則との指導があり、これを基に条例案を提出しています。

### ● 保育所統合に係る基本構想に基づき、本年度より西川第一保育所が閉鎖され、町立保育所は古月保育所だけになります。

これにより閉鎖された保育所に通っていた児童保護者は歩いて通うことができなくなつてしまいます。町は2台のバスを購入し運行を予定していますが、今回の条例案では月額500円を徴収することになります。言わば町の都合で保育所を統合して新たな負担を強いるのは納得いきません。バスの運行費用は

2台で年間約1200万円かかるそうですが、これに対し、利用者負担の長への収入は年間約18万円です。現在、待機児童は本年12月現在で20名ですが、今後、少子化に拍車がかかれば、児童の取り合いも考えられます。年間18万円を徴収するよりも、「町立保育所は送迎バスを無料で運行します」とした方が有利に働くのではないのでしょうか。また、条例第4条の負担金の減免には、非課税世帯やひとり親家庭も含まれていません。少子化対策に逆行する条例案に反対します。

宇田川 亮 議員

田中 二三輝 議員



# 令和元年第8回定例会議案議決結果及び議員別賛否一覧表

議長は裁決には加わりません。○は賛成、●は反対を表しています

| 議案名                               | 議員名 | 添田政勝 | 野口美恵子 | 田中二三輝 | 宇田川亮 | 新谷留晴 | 篠原哲哉 | 有働徳仁 | 栗田美和 | 許斐英幸 | 西藤典子 | 的野信之 | 須山由紀生 | 議決結果 |
|-----------------------------------|-----|------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|------|
| 教育委員会委員の任命                        |     | ○    | ○     | ○     | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○     | 同意   |
| 鞍手町立保育所送迎バス利用者負担に関する条例            |     | ●    | ●     | ●     | ●    | ●    | ○    | ○    | ○    | ○    | ●    | ○    | ●     | 否決   |
| 一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正             |     | ○    | ○     | ○     | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○     | 可決   |
| 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正 |     | ○    | ○     | ○     | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○     | 可決   |
| 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正              |     | ○    | ○     | ○     | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○     | 可決   |
| 保育所設置条例の一部改正                      |     | ○    | ○     | ○     | ●    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ●    | ○    | ○     | 可決   |
| 水道事業給水条例の一部改正                     |     | ○    | ○     | ○     | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○     | 可決   |
| 令和元年度一般会計補正予算                     |     | ○    | ○     | ○     | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○     | 可決   |
| 令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算             |     | ○    | ○     | ○     | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○     | 可決   |
| 令和元年度流域関連公共下水道事業特別会計補正予算          |     | ○    | ○     | ○     | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○     | 可決   |
| 工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年度固定資産税の課税免除  |     | ○    | ○     | ○     | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○     | 可決   |
| 鞍手町営葬祭場の指定管理者の指定                  |     | ○    | ○     | ○     | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○     | 可決   |
| 鞍手町衛生センターの指定管理者の指定                |     | ○    | ○     | ○     | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○     | 可決   |
| 鞍手町道路線の認定                         |     | ○    | ○     | ○     | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○     | 認定   |



意見書2件を全会一致で可決し、国の関係機関へ送付しました。

**意見書**  
厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書  
加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

**意見書**

**陳情**

「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに、「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める自治体意見書採択についての陳情書

陳情1件が全員賛成で可決され国の関係機関へ意見書を提出しました。

●陳情者

福岡市博多区博多駅南1-2-3-8F  
福岡県保険医協会  
会長 林 裕章



堀角 泰正氏 (49歳)  
ほりずみ やすまさ

## 新しい人事(教育委員の任命)

教育委員 堀角泰正氏の任期が令和元年12月14日をもって満了することから、同氏を再度任命することについて、全員賛成で同意しました。

任期  
令和元年12月15日から  
令和4年12月14日まで

# 行政報告

## 旧西川第1保育所の の活用について

旧西川第一保育所は、平成30年度末をもって廃止していますが、その利活用については、保育施設という特性から「第5次鞍手町総合計画」に掲げる障がい児通所施設誘致に適した施設であると判断し、障害児通所支援事業を行う事業者等を対象に公募型プロポーザルを実施しました。

当該プロポーザルには、町外から1事業者の応募があり、選定に当たっては、総務課長を審査委員長とする審査委員会により、厳正なる審査を行いました。

その結果、ベストサポート株式会社を個別交渉順位1位とし、交渉のうえ、9月9日、賃貸借

契約書を締結しました。

同社は飯塚市に本社があり、障がい児通所施設等を運営されるなど、県内で広く障害福祉サービス事業を展開されており、年内のサービス開始に向けて、一部改修工事など鋭意準備を進められています。

## 乗合バス路線の廃止及び一部区間廃止の申し入れについて

現在、本町内で乗合バス2路線を運航している西鉄バス筑豊株式会社から、令和2年9月30日をもって、「直方〜鞍手〜宗像線」の廃止および「直方〜鞍手〜遠賀線」の一部区間廃止の申し入れがありました。

「直方〜鞍手〜宗像線」は、直方市を起点に、本

があるものと考えられます。

町内の中山口から新北新延、永谷等を通過し、宗像市を終点とする20・4キロの路線であり、通勤や通学、通院など町民の直方、宗像両市の広域移動手段として長い間利用されており、当該路線の廃止が実施されれば多大な影響があるものと推察されます。

また、「直方〜鞍手〜遠賀線」は、直方市を起点に、町内の中山から猪倉、木月、古門を通過し、遠賀線を終点とする22・8キロの路線であります。今回の申し入れは「直方市植木〜中山口」間3・2キロの一部区間廃止であり、これが実施されれば、町内の中山「京の上バス停」が廃止となり、

当該バス停を利用されている町民にも大きな影響



# 臨時会

第7回臨時会が11月12日に開催され請負契約の締結及び財産の取得の2件の議案を審議しました。

## ●公民館大規模改修事業

鞍手町中央公民館外壁等改修工事請負契約の締結  
この事業は、10月28日に指名競争入札の結果、有限会社社牧山組と契約を締結するものです。工期は令和2年3月27日までとしています。



## ●財産の取得

取得する財産は、鞍手町立鞍手中学校スクールバス5台で、鞍手中学校生徒の通学手段の確保のため購入するものです。

タクシー株式会社に業務委託することが決定しています。

## 主な質疑

**問** 運用はどのようにするのか。

**教育課長** 運用については、M G

**問** 運行は通学時間帯のみにするのか。

**教育課長** 運行は朝、夕の通学時間帯の契約としています。

# 知りたいたいこと望まじいこと

6人が  
一般質問

このみ ひでゆき

1. 許斐英幸 議員 . . . . . 6

- ・小学校の統合について
- ・給食センターについて

まとの のぶゆき

2. 的野信之 議員 . . . . . 7

- ・災害時における障がい者、寝たきり高齢者に対する避難対策について

さいとう のりこ

3. 西藤典子 議員 . . . . . 8

- ・「改定公立学校教員給与特別措置法（給特法）」による、公立学校教員に対する「1年単位の変形労働時間制」の導入について
- ・幼児教育・保育の無償化による町財政支出の減額分の使途について

たなか ふみき

4. 田中二三輝 議員 . . . . . 9

- ・議会が設置した「新庁舎建設特別委員会」が提出した提言書について
- ・不法投棄に関する対処対応について

うたがわ あきら

5. 宇田川 亮 議員 . . . . . 10

- ・避難場所と施設の改善について
- ・小学校トイレの洋式化を

のぐち みえこ

6. 野口美恵子 議員 . . . . . 11

- ・図書館の整備について



一般質問とは、町長から提出された議案以外に、行政に対する疑問点について質問することです。

一般質問の内容、答弁は質問者自身が要約し、広報委員会が校正したものです。

質問の全文は、鞍手町ホームページや議会事務局で会議録を閲覧できます。

※尚、会議録の調製により、閲覧が遅れる場合がありますので、ご了承ください。



問

小学校及び小中一貫校統合の考えは？

町長

「保護者の意見を早急に聞くようにします」



許斐 英幸 議員

**問** 町内の6つの小学校の統合について考えはあるのか。

**町長** 現在、町内の小学校の在り方については検討する必要があると考えます。

**問** 統合する考えの中に小中一貫校化を行い、教育のさらなる充

まず、保護者の方々に直接お会いして今後の人口減少に伴う児童数の減少状況を踏まえ、小学校の在り方について意見を聴取し、そのうえで方向性を検討したいと考えています。

実を図る考えはあるのか。

**町長** こちらも保護者の方々の意見を踏まえ、そのうえで方向性を検討したいと考えます。ご指摘の小中一貫校という形も、小学校の一つの在り方として検討する必要があると考え

ます。

給食センターについて

**問** 現在の給食センターは天井などが痛み老朽化が激しい。

今後、建物の老朽化が原因で異物の混入や食中毒が出る可能性も否定できない。

その中で、中学校の敷地内の施設を給食センターに改築すれば費用削減、輸送コストの削減につながると思われるが、給食センターの在り方についての考えは。

**町長** 給食センターの老朽化につ

いては十分認識しています。ただ、建て替えには莫大な費用が掛かるために現在計画はありません。

今年度、現在の施設で床の改修工事等を行い、

安全な給食の提供に努めます。

ご指摘の中学校施設内の建物はすでに20年以上が経過して一部老朽化がみられることや、学校施設環境交付金の対象外のため、すべての費用を町単独で支出する必要があります。

るため、現状改築は難しいと考えます。

**問** 現在の給食センターは保健所等からの指導は受けているのか。

**教育課長** 保健所からは2年に一度衛生面、給食施設の配置について指導を受けています。特に衛生面については給食調理員の努力によって保たれているのが現状です。

**問** 他地区の給食センターと比較しても悪い状況に変わりはないため、子どもたちのためにも町長には早急に改善を要求したい。

**町長** 私も議員と同じ思いであり、今後は策定中の総合計画の後期計画の中で給食センターの在り方を検討していく考えです。



▶老朽化が進む給食センター



議員 野之 信之

問

災害時の障がい者  
寝たきり高齢者の対策は？

町長

「事前に対応できる方法を  
検討することが必要」

**問** 自分自身で避難でき  
ない障がい者・  
寝たきり高齢者の把握は  
どの程度出来ているか。

たいと考えています。

**問** 障がい者・寝たき  
り高齢者はそれぞ  
れ症状が異なるが、通常  
の避難所での対応が出来な  
い方々への対応はどうな  
っているか。

総務課長

今年の12月  
1日現在で  
886人となつていま  
すが、町内の在宅での寝た  
きり高齢者の把握には至  
っていません。

福祉人権課長

平成23  
年に社  
会福祉協議会と福祉避難  
所の設置・管理運営に係  
る協力に関する協定書締  
結。

今後、防災組織や民生委  
員の方々と連携を取りな  
がら全体把握をしていき  
ます。

平成26年特別養護老  
人ホームやすらぎ園と災  
害時の要園者の受入れに  
関する協定書を締結し、  
要支援者の受入れ体制づ  
くり。本年くらで病院と  
災害発生時の福祉避難所  
としての設置運営に関す  
る協定書を締結し、障が  
い者や高齢者の要支援者  
の避難所となったことに  
より、それぞれの症状に  
応じた避難所へ避難が出  
来るようになりました。

**総務課長** 災害情報につ  
いては防災行  
政無線やエリアメール等  
で発信しますが、現時

**問** 災害発生の可能性  
がある場合、町と  
して事前の連絡・移送の  
計画はあるのか。

点で要支援者へ直接連絡  
する方法はとっていま  
せん。移送は応援要請の連  
絡があった方を対象に状  
況に応じて消防署・消防  
団・役場職員・地域の  
部の方々の協力を経て  
対応しています。

避難準備・高齢者等避難開始

避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される場合  
避難に時間を要する人（ご高齢の方・障害のある方・乳幼  
児等）は避難を開始しましょう。

避難勧告

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合  
避難場所へ避難をしましょう。

避難指示（緊急）

災害が発生するなど状況がさらに悪化し、  
人的被害の危険性が非常に高まった場合  
まだ避難していない場合は、  
直ちにその場から避難をしましょう。

▶ 避難に関する情報と取るべき行動

**問** 障がい者や高齢者  
の症状によっては  
受け入れられる施設も限ら  
れてくるが、事前にテス  
ト的なショートステイを  
してもらおうような事前準  
備が必要ではないか。

**町長** 災害時を想定  
したテスト的  
なショートステイは介護

保険上は適用外となるの  
で、事前に施設と相談し  
て計画の中に織り込んで  
いく必要があると思いま  
す。平常時において、そ  
れぞれの方に適した避難  
方法や避難場所を検討し  
ていただくことは私自身  
も重要な事と考えていま  
す。

問

幼保無償化財源効果額の  
具体的用途は？



西藤 典子 議員

町長 「子育て支援に活用したいと考えています」

**問** 本年度の幼保無償化財源効果額792万1000円の具体的用途は。

**町長** 未定ですが、子育て支援策に活用したいと考えております。

**問** 来年度の、町財政支出の減額見込み額は、今年度より増えるか減るか。

**福祉人権課長** 今年度は臨時交付金の財源手当が6カ月分でした。来年度は財源措置が1年分となりま

す。

**問** 本町の子ども医療費無償化の対象者の内訳、国保と国保以外の人数は。

**保険健康課長** 国保が185

人、国保以外が1357人の、合計1542人です。

**問** 重度障害者医療費無償化の対象者の国保と国保以外の人数は。

**保険健康課長** 国保が78人

国保以外が328人の合計406人です。

**問** ひとり親家庭医療費無償化の対象者の国保と国保以外の人数は。

**保険健康課長** 国保が138

人、国保以外は266人の合計404人です。

**問** 医療費助成制度の対象者を国保と国保以外で集計すると国保加入者401人に対し国保以外は1951人。国保、国保以外の区別なく、平等に公費助成される中、国保加入者のみ子ども1人当たり2万8600円の均等割が課税される現状は、国の制度の問題とは言え、是正されるべきと考える。18歳以下の子どもの均等割保険税を全額免除するに要する予算額は幾らか。

**保険健康課長** 560万5600円です。

**問** 「公立学校教員に対する一年単位の變形労働時間制」の導入について

**問** どういう制度か。

**教育長** 教員の労働時間を年単位で管理し、繁忙期の勤務時間の上限を引き上げる代わりに、長期休業中に休日を含めて取得できるようにする、働き方改革の一環と捉えています。

**問** この制度が導入された場合の問題点は。

**教育長** 労働時間を1日単位でなく、月単位、あるいは年単位で調整する制度で、一定期間の平均で、週40時間を超えないことを条件に、労働基準法が定める労働時間の上限、一日8時間、週40時間を超えて労働時間を設定できません。

**問** 變形労働時間制とは。

**教育長** 労働時間を1日単位でなく、月単位、あるいは年単位で調整する制度で、一定期間の平均で、週40時間を超えないことを条件に、労働基準法が定める労働時間の上限、一日8時間、週40時間を超えて労働時間を設定できません。

| 文部科学省の働き方改革の概要                  |
|---------------------------------|
| 教職員給与特別措置法の改正で年単位の變形労働時間制を導入可能に |
| 残業時間を「月45時間、年360時間」とする指針の順守     |
| 部活動、授業準備なども勤務時間に含め、タイムカードなどで管理  |
| 部活動指導員、授業準備などを手伝うスタッフら外部人材を拡充   |
| 教員向けパソコンの配備を進め、校務を効率化           |





田中二三輝 議員

問

新庁舎建設特別委員会が提出した  
提言書の取り扱いはいは？

町長 「真摯に受け止めています」

議会が設置した新

庁舎建設特別委員

会が設置した新

改訂版は、どのよ  
うな手続きを経た  
会議で進めているのか。

大きな方向性としては同  
じと考えています。

舎等建設推進本部を設置  
して進めています。

町長

特定の地域で  
すが、鞍手町  
の美化条例に従って、住  
民の方達と協力しながら  
処理をしました。

問

議会の提言書の取り扱いに  
ついて、参考意見程度な  
のか、真摯に受け止めて  
いるのか。

問

ただの参考意見な  
のか、真摯に受け  
止めているのか。

町長

提言事項4項  
目について、

町長

新庁舎につい  
ては鞍手町庁

不法投棄に関する  
対処、対応につい  
てのルールを確認した  
い。

問

現時点のルールと、  
環境美化条例の制  
定の主旨から逸脱してい  
るのでは。

町長

真摯に受け止  
めて、大きな  
方向性としては同じ方向  
を向いていると考えてい  
ます。

農政環境課長

民有地  
等の不

町長

この条例に沿  
って私が判断  
しました。

町長

11月25日の提  
言書は、私も  
同じ考えであると感じて  
います。現在、基本計画  
の改訂作業を進めており  
ますので、準備が整いま  
したら案を特別委員会に  
おいて説明したいと考え

問

真摯に受け止めて  
いるとは、提言書  
の4項目について真摯に

問

ある町民の方の話  
では、不法投棄に  
ついて町長に相談する  
と、町長が自ら現場を確  
認し、処分する費用等に  
ついてもお出ししていた  
たと聞いていますが、事  
実なのか。

町長

疑念を抱かし  
てしまったと  
いうことについては申し  
訳なく思っております。

問

町長がルールをね  
じ曲げて拠出した  
ものについては、その利  
益を受けた該当地区から  
返還させるのが筋だと思  
うが。



▶新庁舎建設特別委員会に於いて町長から説明を受ける

問

学校体育館にもエアコンの設置を

町長

「今の財政状況ではできない校舎の活用を」



宇田川 亮 議員

**問** 現在の避難場所としての規模と施設改善は。

**町長** 現在の避難場所は20ヶ所で8700人の収容人数規模を確保していますし、今後必要だと考えています。ただし、各小学校や体育館については、バリアフリー化が来ていない施設もありますし、改修、改善が必要なことは十分認識しています。

**問** 小学校の再編等も考えているようだが、避難場所の規模や位置についても、同時に話

していきべきでは。

**町長** 現時点では、小学校の再編あるなしに関わらず避難場所は維持していきまし、今後については、検討する必要があると思います。

**問** 指定避難所になっている学校体育館は、国の緊急防災減災事業債が活用でき、町の負担は30%でエアコンが設置できるが、その考えは。

**町長** 今の財政状況ではまかなえる状況にないことから、校舎を活用していただきたいと思っています。

洋式トイレの整備について

**問** 小学校のトイレ数と洋式化率は。

**教育課長** 小学校の総トイレ数は

143個です。この内37個が洋式トイレです。全体の洋式化率は、25・9%です。

**問** 家庭での和式トイレはかなり少なくなっていると思うが、教育環境と避難所の改善、

整備という点から、9割方は洋式トイレにするべきです。

**町長** トイレの洋式化は、大きな財政支出をともないますので、緊急な対応が必要と判断される校舎から優



▶ 剣北小学校の中2階にあるトイレ

先順位を上げて検討していきます。

**問** 剣北小学校だけは、校舎を避難所にしても、中2階にしかトイレがなく、階段を登らないとトイレに行けない。早急な整備が必要であり、体育館トイレを先に改修した方が良いでしょう。

**町長** 剣北小学校につきましては、緊急な対応が必要だと判断しています。



▶ 剣北小学校体育館のトイレ

問

図書館の整備について町長の考えは？

町長 「図書館の建設は難しい状況」

**問** 旧鞍手北中学校の空き教室や、本年度で閉鎖となる剣第1保育所などを今後子どもための図書館として再利用する考えは。

活用するということは難しい状況です。

また剣第1保育所についての立地場所が適正かどうか、また建物の形状、利用者の駐車場等を考えますと、図書館にはなかなか利用しにくいのではないかとこのように考えられます。

町長

旧鞍手北中学校につきま

しては、閉校後約4年が経過をしております。その間校舎内の電源を使用し

ておりませんので漏電の可能性があります。そういったことからなかなか

問

いま中央公民館の図書室には子ども用トイレはないが、剣第

1保育所なら子ども用のトイレはあり、子どもを外の遊具で遊ばせながら、本に触れさせることが出来るのではないかと

幼少時に本をたくさん読んだ子どもは言葉の引き出しが多くなり、将来成績も良くなるという結果も出ている。

新しい図書館の建設と

いうのは難しいので、整備して剣第1保育所を有効利用出来ないか。

町長

幼少期における図書的重要性については私も実感しております。ただ、先

程来答弁をさせて頂きましたように剣第1保育所についても、ご存じのように駐車場もなかなか完備も出来ないということから保育所の統合の

際には古月保育所を残すというようなこともあってありますし、また、剣第1保育所の場所自体もそうですし、なかなかそこを図書館にするというのは難しい状況にあります。

問

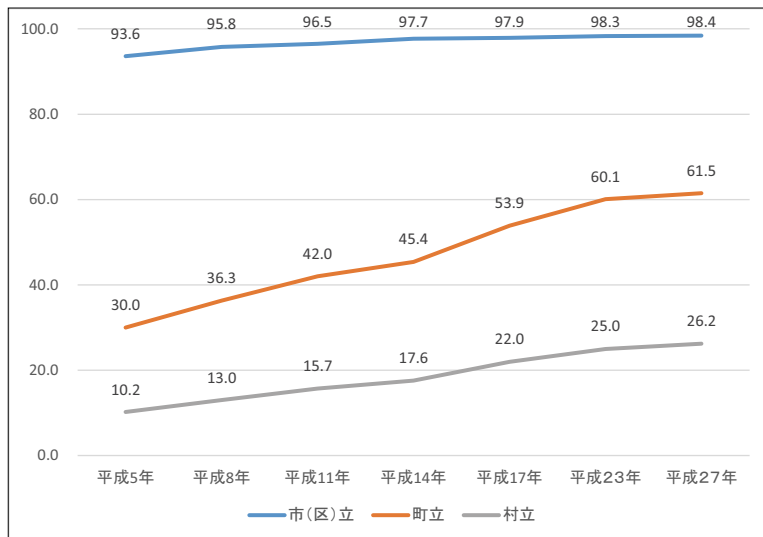
1人の貸し出し冊数が3冊までだが、増やすことは可能か。

教育課長

システムの変更をすることで可能です。

今後につ

いては近隣の図書館、図書室の状況を参考にいたしまして中央公民館運営審議会の方で意見を聴きながら本町にあります図書室の適正な貸し出し冊数について検討して、早急に対応したいと思っております。



▶市町村別図書館設置率の推移



野口美恵子 議員



# 委員会の経緯

## 前町長の逮捕まで

現在の役場庁舎は、昭和31年に建築され、増築を重ね現在の形となっています。

近年、大規模な震災が各地で発生しています。平成28年に発生した熊本地震において鞍手町では震度4を観測しています。

昭和56年に施行された新耐震基準を現庁舎は満たしていませんが財源等の理由により新庁舎の建設に踏み切ることができませんでした。しかし熊本地震の後、国が新たに市町村役場機能緊急保全事業を創設したことを受け鞍手町でも新庁舎建設の機運が高まりました。

そこで、町では平成29年に庁舎等建設検討委員会を設置し建設地や規模機能について諮問を行い、委員会では住民の意見を反映するべく住民アンケートやパブリックコ



▶庁舎等建設予定地

メントを行い慎重審議のうち同年12月に町長に対して庁舎等建設基本計画（以下「基本計画」という）を答申しています。

基本計画は議会の議決要件ではありませんが町執行部では議会において説明を行い議会でもこの計画を了承しています。この基本計画に基づき町では令和3年春の新庁舎供用開始に向け建設事業スケジュールを作成し

ましたが、平成30年7月に前町長が逮捕、辞職する事態となりスケジュールが停滞しました。

## 岡崎町長就任後

平成30年9月に岡崎町長が就任し建設事業が再開されるものと期待していましたが、岡崎町長は当初、建設予定地とされている文化体育総合施設内北側用地の建設に難色

を示し、また、基本計画は住民の意見が反映されていないとして「みんなのまちづくり委員会」を設置し、そこに参加する町民の意見を反映した「基本計画」になるよう改訂するの方針を打ち出しました。

議会では市町村役場機能緊急保全事業の適用を受けるとは令和2年度末までに実施設計に着手しておく必要がある期限が迫っていること、また、委員会が、すでに町民の意見を反映した基本計画を答申していると判断して平成31年3月議会で提出された「みんなのまちづくり委員会」に関連する予算を削除する修正を行いました。しかし、町長は令和元年6月議会にも同様の予算を提出されたため、この予算も削除とする修正を行いました。

ままでは次のスケジュールに移れないとの姿勢を崩さず、建設に係る事業は引き続き停滞しました。

## 議会が新庁舎建設特別委員会を設置する

その後、町長は「基本計画」が平成29年12月に策定されたものであり、スケジュールの修正や財源の見直しが必要なことから基本計画の改訂が必要であるとし、また、改訂には議会と町執行部とが互いに協議検討することが不可欠だとし、新庁舎等の配置ゾーン等々を視覚的に判断できるように完成予想図等の資料作成に要する予算を令和元年8月の臨時会に提出しました。

議会はこの予算を可決し、町執行部から提出された完成予想図等を審査するため新庁舎建設特別委員会（以下「特別委員会」という）を設置しま

# 新庁舎建設特別

別表1

|         | A案（現基本計画案）                     | B案（受注者検討案）                             | C案（事業費抑制案）                        |
|---------|--------------------------------|--|-----------------------------------|
| 複合施設の有無 | 複合施設1階 1,000㎡<br>（保健ゾーン、交流ゾーン） | 複合施設1階 1,000㎡<br>（保健ゾーン、交流ゾーン）         | 複合施設 なし                           |
| 庁舎前地盤高さ | 現駐車場に併せフラット<br>（庁舎入口9.5m）      | 中央公民館側敷地と同レベル<br>（庁舎入口7.2m、9.3m、12.0m） | 中央公民館側敷地と同レベル<br>（庁舎入口7.2m、12.0m） |
| 引き込み道路  | 東西に抜ける町道整備                     | 東西に抜ける町道整備                             | 東側からロータリーまでの引き込み道路整備              |
| 石炭資料展示場 | 新設（博物館北側に新築）                   | 移設（総合プール管理等を改修）                        | 現状改修（現状位置にて防水等改修）                 |

した。  
特別委員会にはA案（現基本計画案）、B案（受注者検討案）、C案（事業費抑制案）の3案が提

案され、各案は別表1のような特徴があり、特別委員会ではこの4項目に重点を置いてそれぞれの案を審議しました。

## ① 複合施設の有無

現在、介護サービスを受ける場合、申請については役場庁舎で、サービスを受ける場合は総合福祉センターで手続きをすることに。これを一

力所でまとめて手続きが行えれば町民の利便性の向上につながる。また、将来を見据えた施設保有面積の人口規模に応じた抑制を図るため、総合福祉センター保健棟及び福祉棟の機能については庁舎に複合する施設を建設し、ここに集約すること。

## ② 庁舎前の地盤高さ

新庁舎建設予定地の現況中央部の丘陵地は現駐車場の高さ（9.5m）に合わせフラットな地形とすること。民有地について

は、土地利用に対応して高さを設定すること。

## ③ 引き込み道路

建設地の東側町道から庁舎への引き込み道路を整備すること。また、西側道路の一部も町道として整備し、庁舎へのアクセスを円滑に、かつ庁舎等の利用者の安全の確保及び利便性の向上に努めること。

## ④ 石炭資料展示場

石炭資料展示場については、現展示場の改修は行わず新設または町民プール管理棟を改修し新たな展示場とすること。いずれにしても、現在の展示内容を損なわないよう配慮すること。

以上の結果、特別委員会としてA案（現基本計画案）が妥当であるとの結論に至り、審議結果を提言書に記して町長に提出しました。

この提言書を受け、町執行部は基本計画の改訂の方向性について協議を行い、12月17日の特別委員会に於いて基本計画改定版（案）の説明を受けましたが、特別委員会が提言した4項目のうち「②庁舎前地盤の高さ」のみが反映された改訂案となっていました。また、石炭資料展示場については建築基準法に基づく建築確認申請の有無を質問

しましたが回答が得られなかつたため、改めて特別委員会を開催し町長から基本計画改訂の主旨を問うことにしました。

## 基本計画修正案を了承

12月20日の特別委員会において、町長から石炭資料展示場が建築確認申請を行っていない違法建築物であるとの確認が取れたため、現展示場を閉鎖し解体のうえ移設または新築を行うとの説明を

受けました。また、石炭資料展示場を移設するのならば、「③引き込み道路」についても整備するとの説明も併せて受けました。そのため、提出されている基本計画改定版（案）のさらなる修正が必要となりました。

令和2年1月10日に開催した特別委員会で提案された基本計画改定版の修正案では、複合施設の建設を含め、特別委員会が提言書に記した4項目をすべて網羅した修正案となっており、さらに当初の基本計画をより発展させたものと受け止め、この基本計画改定版修正案を了承しました。

平成29年度当初に計画された新庁舎建設事業はようやく設計段階に入ります。町民の交流の場となり町の拠点となる新庁舎の建設に、議会としても引き続き進捗状況を注視していきます。





### 新年のごあいさつ

新年にあたり、町民の皆様方には輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

内外の政治・経済・社会情勢は誠に厳しいものがありますが、本年も町民の皆様への負託とご期待に添うべく、懸命に努力してまいります。

町議会は、皆様にとってより豊かで住みよい町づくりを目指して創意工夫を重ねながら、また、議会の使命である行政の監視を住民の立場に立って行います。

どうか本年も相変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げます。

鞍手町議会議長 星 正彦

### 表紙の紹介

## 自主防災組織による防災訓練が行われました



12月15日、鞍手町全域で防災訓練が行われました。防災無線で訓練が発令されると、剣南小学校まで避難行動訓練を行い、その後、避難器具の取り扱いや、段ボールベッドの組み立て方など様々な体験を行いました。表紙写真は簡易担架の作り方の説明を受けているところです。

### 議会を傍聴しませんか

(今回は、3月議会です。)

議会はだれでも一般質問・議案質疑を傍聴できます。受付は、当日に議会事務局でおこないます。

また一般質問を傍聴する方の希望に応じ、手話通訳者を派遣しています(無料)。これには事前予約が必要です。

■問い合わせ 議会事務局  
☎42局2111番(内線331)

### 編集後記

新年にあたり、町民の皆様方には、幸多き新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

鞍手町は新庁舎建設、空き家、少子高齢化など様々な問題を抱えています。

議会は町民の皆様が鞍手町に住んで良かったと思えるような町づくりを行ってまいります。

今年が町民の皆様にとりまして、素晴らしい一年となりますよう心からお祈りいたします。

(有働 徳仁)

#### 発行責任者

議会議長 星 正彦

#### 編集スタッフ

|      |      |      |         |         |           |      |
|------|------|------|---------|---------|-----------|------|
| 委員長  | 委員   | 委員   | 委員      | 委員      | 副委員長      | 委員   |
| 野 信之 | 田 政勝 | 谷 留晴 | 有 働 徳 仁 | 西 藤 典 子 | 野 口 美 恵 子 | 星 正彦 |